

# 令和5年度岩国地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

## 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

### ○自然社会条件

岩国地域は山口県東部に位置し、広島県及び島根県と接している。平成18年3月、市町村合併により岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、本郷村、錦町、美川町、美和町が新しい岩国市となり、9市町村から岩国市及び和木町の1市1町となった。

総面積は882km<sup>2</sup>で、約80%が山林で占められており、瀬戸内海沿岸部から寂地山をはじめとする1,000mを超える山地まで、起伏に富んだ多様な地形となっている。そのため、豪雨等があった場合、災害の発生しやすい地形となっている。

瀬戸内海沿岸部は商工業地帯となっており、都市化、混住化が進んできている。西部の玖西盆地は比較的平坦部が多く、水田が広がるが、ベットタウンとして開発も進んできている。北部は典型的な中山間地域で高齢化、過疎化が進んできている。

### ○産地概要

農林業センサスにおける経営耕地面積は、2020年が1,216haで、2015年の1,438haから急激に減少している。ほ場整備率は59%と低く、1戸あたり経営耕地面積も37aと小さく、生産条件の厳しい地域が多くみられる。

瀬戸内海沿岸部では、れんこんが全国第5位の産地となっている他、由宇トマト、ねぎ、こまつな等小物野菜を中心とした都市近郊型農業が盛んに行われている。一方、混住化が進んできており、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっている。

西部地域の玖西盆地は水稻を中心とした土地利用型農業、肉用牛等の畜産経営が営まれている他、いちごの産地化が進められている。

北部地域は冷涼な気象条件を活かしたわさび、ほうれんそうの産地があるが、担い手の高齢化が急速に進み、産地が弱体化してきている。

また、管内には、岩国市地方卸売市場があり、地場産農産物の集荷拠点となっている他、JA農産物直売所が平成30年3月に開設されたことから、直売所出荷用の様々な作物の産地化が進められている。

### ○担い手の概要

瀬戸内海沿岸部はれんこんを中心とした園芸関係の認定農業者が育ってきており、旧由宇町管内ではトマトの新規就農者が認定農業者へステップアップしてきている。

西部地域では個別経営体が法人化し、地域内の担い手との連携による農地集積の拡大に向けた取組が展開されている。また、農業参入企業による農地集積も進んでいる。

北部地域では高齢化の進行により一段と産地の維持が厳しく、地域の農地を守るため、集落営農組合等組織化が進められている。中でも美和町、本郷町管内では、集落営農法人等パートナーシップ協議会が設置され、各法人による連携した取組が行われている。また、近年では他産業からの新規参入法人によるわさび生産が行われるなど、地域特産物の産地強化の取組も見られる。

管内全体として、JA農産物直売所の新規開設以降、直売所出荷を含めた担い手の育成・

確保が進んでおり、令和4年度末には出荷登録者は453名となった。

#### ○将来方向

岩国地域では、地区の特徴を活かしながら産地づくり、認定農業者、集落営農組織等の担い手育成を行い、担い手への農地や農作業の集積を図り、水田の効率的活用を進める。また、水稻に代わる作物については、地区の特徴を活かした重点推進品目を定め産地化を促進する。特に、JA農産物直売所への出荷等による地域の活性化、生産者の所得向上を推進する。

#### ○産地づくり

岩国地域の多様な自然条件、社会的条件を活かした産地づくりを進める。このため、重点推進品目を選定し、特徴のある産地化を促進する。また、山口県東部青果物生産販売対策協議会と連携し、流通サイドと一体となった産地づくりを計画的に推進する。なお、JA農産物直売所及び直売所出荷用集荷体制整備や、事業を活用した夏秋トマト、わさび、アスパラガス等のハウス整備が進められており、今後も直売所での出荷・販売を通じ、新たな栽培者の掘り起しや栽培施設の導入等による生産拡大を推進する。

#### ○産地づくりのポイント

- ・需要に対応する販売を起点とし、地元市場及び直売所や学校給食への出荷を目指す地産地消の産地づくり
- ・生産者の組織化、集落営農法人化への推進
- ・定年退職者、女性の農業参画への誘導
- ・耕畜連携による循環型農業産地づくりの推進
- ・GAPの実践及び認証取得拡大による安心・安全な農産物の生産体制強化

## 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業者の収益力向上のためには、県重点野菜及び地域振興品目等の高収益作物の取組拡大が必要であるが、地域の担い手の高齢化等により、生産が伸び悩み、担い手の確保・育成が急務となっている。

また、当管内では農産物直売所が平成30年に開設され、売り上げは順調に増加し、高収益作物等の作付拡大は進んでいるが、それでも地域産農産物は不足し、実需者からの要望に応えられていない。

このため、関係機関が連携し、生産を担う農業者の規模拡大や新たな生産者の掘り起こし・育成に取り組み、瀬戸内沿岸から中山間地に広がる管内の農地を有効活用できる品目の選定や地域リレー等による産地育成により、市場や学校給食・農産物直売所等へ安定供給することで生産者の収益向上を図る。

## 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

岩国地域では、「清龍くん（コシヒカリ）」や地域ブランド米「あきまつり」等の結びつき米や学校給食用途など、実需と結びつく米産地づくりに取り組んでいる。

近年、生産者の高齢化等の影響で管内の水稻作付面積は年々大きく減少し、管内農業の

基盤である水田を維持することが難しくなっている。

このため、担い手の育成や農地集積を進め、需要に応える主食用米等の生産拡大に取り組むとともに、水田のフル活用に向け、戦略作物や高収益作物の作付を推進する。

戦略作物の作付けにあたっては、岩国地域の大半を占める中山間地域の実情を踏まえ、地域毎の気象条件や土壌条件に合う作物の組み合わせ体系と、ブロックローテーションの導入を検討する。

また、水田として維持することが困難な水田については、一定のまとまりがある場合は畑地化し、園芸作物等の導入を検討する。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

「ひとめぼれ」「ヒノヒカリ」を中心とした売れる米づくりを推進するとともに、生産履歴の記帳による「安心・安全」な米づくりを展開する。

エコやまぐち農産物認証に取り組んでいる「あきまつり」や、地域特性を活かした「コシヒカリ」（清龍くん）等の結びつき米生産の推進を行うとともに、地域の担い手の確保・農地集積・団地化を進め、経営規模の拡大と作業性の向上による経営の安定化を図る。

酒造好適米においては、地域の気候条件に適した「山田錦」「西都の雫」「白鶴錦」の栽培を推進し、管内酒造会社と連携を取りながら需要に応じた生産量を確保する。

また、近年の温暖化による主食用米の高温障害発生への対策として、高温登熟性に優れた奨励品種「きぬむすめ」、「恋の予感」の導入・普及拡大に取り組む。

なお、有利販売のため、卸売業者等との連携による安定した販売先を確保するとともに、JA独自販売にも積極的に取り組む。

### (2) 備蓄米

取組なし

### (3) 非主食用米

主食用米の需要減が見込まれる中、需要のある飼料用米・WCS用稲等の新規需要米への誘導を図り、地域の水田面積の維持及び不作付地の改善に取り組む。

## ア 飼料用米

集落営農法人、認定農業者、大規模農家などの担い手を中心に作付規模の拡大を推進するとともに、知事特認品種「あきだわら」の導入・拡大による生産量の増加と経営の安定を進める。

## イ 米粉用米

取組なし

## ウ 新市場開拓用米

取組なし

## エ WCS用稲

水田の効率的な活用を推進する品目として位置付け、耕種農家と畜産農家の連携強化を進め、適正な生産量の確保を図る。

## オ 加工用米

取組なし

### (4) 麦、大豆、飼料作物

#### ア 麦

集落営農法人、認定農業者等の担い手による機械化栽培を進める。主要な担い手へ作付を集中することで、機械施設の有効利用による低コスト化を図るとともに、経営所得安定対策等を活用して経営の安定化を図る。また、実需者の求める高タンパク麦を生産するため、開花期追肥等を徹底し、需要に応える麦作りを進める。

#### イ 大豆

集落営農組織等での作付と団地化を推進し、機械化一貫体系による低コスト化や排水対策、適期防除等の徹底により安定生産を目指す。また、豆腐加工等の地域内需要と結び付け、高付加価値化を図り、地域全体の所得向上に努める。

#### ウ 飼料作物

畜産農家の飼料自給率向上や農地の有効活用のため、自家利用や集落営農法人、認定農業者等の担い手との契約による作付を推進し、合わせて機械施設の有効利用による低コスト化を図るとともに経営所得安定対策等を活用し、経営の安定化を図る。また、水田放牧により省力化を図るとともに、増頭による規模拡大を図る。

### (5) そば

中山間地の荒廃地防止対策として栽培を推奨するとともに、一部地域での特産物として需要があることから、作付拡大を推進する。

### (6) 地力増進作物

令和5年度を取組なし。

### (7) 高収益作物

#### ア 野菜

水田を活用し、地域の特徴を活かした推進品目の選定と計画的な作付、安定生産技術により出荷量の維持確保を行う。また、地域の担い手を中心として栽培面積の維持、拡大を推進するとともに所得の向上を図る。

県重点品目について、はなっこりーでは、地域の気象条件を活かして、作型を組み合わせることで、作期の拡大を図り、長期安定出荷を目指す。

たまねぎ・にんじん・ばれいしょ・かぼちゃ・キャベツの土地利用型作物については、多様な担い手の複合品目として、推進し、学校給食や市場、直売所等を中心に安定供給できるよう地産地消の取組強化に努める。

いちご・トマトは施設栽培において、環境モニタリングと環境制御装置を組み合わせたスマート農業技術の導入による一部作業の自動化やデータを活用した栽培管理により省力化と生産性の向上を図る。併せて、既存栽培者の規模拡大や経営の継承、新規栽培者の掘り起しを進めることで、産地の維持・拡大を図る。

地域振興品目については、地域の特徴を生かした栽培の取組を支援する。

らっきょうは、優良な種球の供給と単収向上により生産量の向上を図る。

れんこんは、岩国市の特産として需要が高く、価格も安定しており、認定農業者や新規就農者の経営品目の一つとして推進する。

わさびは岩国市の玖北・玖西地域の特産として認定農業者や新規就農者等に作付けを推進するとともに、夏越し不要な超促成栽培技術の確立・普及に取り組み、生産量の向上と経営の安定を図る。

きぬさやえんどう・かんしょ・なす・スイートコーン・じねんじょ・ねぎ・きゅうり・さといもは地域の特徴を生かした栽培を目指し、直売所等向けの多様な農作物として位置付け、作付を誘導する。ほうれんそうは周年出荷を目標とした産地リレーを推進する。

また、担い手の経営安定に向けた新規品目として、アスパラガスの施設栽培を推進する。

既存生産者の規模拡大を図るとともに、新たな担い手として集落営農組織等の組織経営体や新規就農者、定年帰農者等の掘り起こしを行う。また、集出荷体制の整備を進め、生産者が安心して出荷できる環境を整えるとともに、計画生産・計画出荷により、有利販売、生産者の所得確保を目指す。

なお、「安心・安全」な作物生産に取り組み、地元量販店、学校給食等への安定的な供給が行えるように体制整備の構築を行う。

## イ 花き

りんどう、キクを中心に、水稻等との複合経営の新規導入品目として、認定農業者や新規就農者による作付を推進する。

りんどうは、水田転作に適し、露地栽培が可能であることから、県オリジナルりんどう（西京シリーズ）をはじめとした品種の組み合わせや、管内の標高差を活かすことにより、長期安定出荷に取り組む。

キクは、直売所等での需要が高く、露地栽培が可能であることから、女性・高齢者をはじめ定年帰農者等に推進し、複数の作型を組み合わせることにより長期安定出荷と労力分散を図る。

## ウ 果樹

くり、いちじく、柑きつを中心に産地育成を図る。

くりは美和地区及び南河内地区を中心とした地域及び既存園の改植、カットバック及び新植を推進する。また、やまぐちブランド等を活かした販売力強化に取り組む。

いちじくは沿岸部を中心に新植、規模拡大を図り、新たな栽培者の掘り起こしも行う。

柑きつ（温州みかん）では定年帰農者への技術継承・育成を図っていく。また、「マイヤーレモン」の産地化を図る。

販売面ではより地元に着目した販売強化を図るため、地元卸売市場への共販出荷・JA農産物直売所での販売、地元学校給食への販売等に力を入れていく。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

～

## 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり



## 6 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理<br>番号   | 対象作物                      | 使途名             | 目標                                 | 前年度（実績）<br>（令和4年度）         | 目標値<br>（令和5年度）             |
|------------|---------------------------|-----------------|------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
|            |                           |                 |                                    |                            |                            |
| 1          | 地域振興品目（基幹作）               | 地域振興品目への助成      | 直売所出荷用等の生産面積                       | 37.0ha                     | 47.3ha                     |
| 2-1<br>2-2 | 麦、大豆、飼料用米、飼料作物、WCS用稲（基幹作） | 担い手加算（戦略作物）     | 担い手を中心とした土地利用型作物の生産面積（認定農業者の作付け割合） | 103.7ha<br>(82.3%)         | 108.9ha<br>(84.0%)         |
| 3-1<br>3-2 | 野菜、花き、そば（基幹作）             | 担い手加算（野菜、花き、そば） | 担い手を中心とした直売所出荷用等の生産面積（認定農業者割合）     | 31.5ha<br>(43.3%)          | 38.9ha<br>(52.1%)          |
| 4          | 戦略作物、野菜、花き（基幹作）           | 新規就農者加算         | 新規就農者の確保・育成（新規就農者数）                | 3.36ha<br>(5人)             | 4.90ha<br>(5人)             |
| 5-1<br>5-2 | 飼料作物、WCS用稲                | 耕畜連携助成          | 高度利用面積                             | 2.41ha（基幹作）<br>2.76ha（二毛作） | 3.28ha（基幹作）<br>4.65ha（二毛作） |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県:山口県

協議会名:岩国地域農業再生協議会

| 整理番号 | 用途<br>※1            | 作期等<br>※2 | 単価<br>(円/10a) | 対象作物<br>※3 | 取組要件等<br>※4  |
|------|---------------------|-----------|---------------|------------|--|
| 1    | 地域振興品目への助成          | 1         | 14,000        |            | 作付面積に応じて支援   |
| 2-1① | 担い手加算(認定農_麦・大豆)     | 1         | 7,000         | 麦、大豆       | 認定農業者による作付面積に応じて支援   |
| 2-1② | 担い手加算(認定農_飼料用米)     | 1         | 14,000        | 飼料用米       | 認定農業者による作付面積に応じて支援<br>生産性向上のための取組を実施すること<br>新規需要米取組計画の認定を受けること       |
| 2-1③ | 担い手加算(認定農_飼料作物・WCS) | 1         | 12,000        | 飼料作物・WCS   | 認定農業者による作付面積に応じて支援<br>WCS:新規需要米取組計画の認定を受けること                         |
| 2-2① | 担い手加算(担い手_飼料用米)     | 1         | 7,000         | 飼料用米       | 認定農業者または担い手による作付面積に応じて支援<br>生産性向上のための取組を実施すること<br>新規需要米取組計画の認定を受けること |
| 2-2② | 担い手加算(担い手_飼料作物・WCS) | 1         | 7,000         | 飼料作物・WCS   | 認定農業者または担い手による作付面積に応じて支援<br>WCS:新規需要米取組計画の認定を受けること                   |
| 3-1  | 担い手加算(認定農_野菜・花き・そば) | 1         | 12,000        | 野菜・花き・そば   | 認定農業者による作付面積に応じて支援   |
| 3-2  | 担い手加算(担い手_野菜・花き・そば) | 1         | 7,000         | 野菜・花き・そば   | 認定農業者または担い手による作付面積に応じて支援   |
| 4    | 新規就農者加算             | 1         | 14,000        | 戦略作物、野菜、花き | 認定新規就農者、重点対象者による作付面積に応じて支援   |
| 5-1① | 耕畜連携助成(水田放牧)        | 3         | 9,000         | 飼料作物       | 利用供給協定または自家利用計画等   |
| 5-1② | 耕畜連携助成(水田放牧・二毛作)    | 4         | 9,000         | 飼料作物       | 利用供給協定または自家利用計画等   |
| 5-2  | 耕畜連携助成(資源循環)        | 3         | 9,000         | 飼料作物・WCS   | 利用供給協定   |

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。